（秘密申立て）

第五十五条の八十　入国者収容所長等は、被収容者が審査の申請等（審査の申請、再審査の申請又は第五十五条の七十四第一項若しくは第五十五条の七十六第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。）をし、又は法務大臣若しくは監査官に対する苦情の申出（第五十五条の七十七第一項又は第五十五条の七十八第一項の苦情の申出をいう。）をするに当たり、その内容を入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員に秘密にすることができるように、必要な措置を講じなければならない。

2　第五十五条の六十の規定にかかわらず、審査の申請等又は苦情の申出（第五十五条の七十七第一項、第五十五条の七十八第一項又は前条第一項の苦情の申出をいう。次条において同じ。）の書面は、検査をしてはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第五十五条の八十一　入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

第八節　死亡

（死亡の通知）

第五十五条の八十二　入国者収容所長等は、被収容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受差止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

（死体に関する措置）

第五十五条の八十三　被収容者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がないときは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第九条の規定にかかわらず、その埋葬又は火葬は、入国者収容所長等が行うものとする。

2　前項に定めるもののほか、被収容者の死体に関する措置については、法務省令で定める。

第五十七条第四項から第六項までの規定中「許可」を「規定による許可」に改め、同条第九項中「（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第五十九条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「第十三条の二第一項の規定によりとどまることができる場所として法務省令で定める施設（第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。）の指定を受けている第一項第一号に該当する外国人を当該指定に係る施設」を「出国待機施設」に改める。

第五十九条の二第一項中「規定による登録」を「登録」に、「第五十条第一項」を「第六十一条の二の五第一項」に、「第六十一条の二の十一」を「第六十一条の二の十四」に改め、「取消しに関する処分」の下に「又は第五十条第一項の規定による許可に関する処分」を加える。

第六十一条の二の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十一条の二の三中「前条第二項の許可」を「難民の認定又は補完的保護対象者の認定に引き続く第五章に規定する退去強制の手続（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。第六十一条の二の九において同じ。）において第五十条第一項の規定による許可（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において第五十条第一項の規定に準じて行われる許可を含む。）」に改める。

第六十一条の二の四第三項中「、活動の制限」を削り、同条第五項第一号及び第二号中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同項第三号中「及び第二項」を削り、同項第四号中「次条」を「第六十一条の二の六」に改める。

第七章の二中第六十一条の二の十五を第六十一条の二の十八とする。

第六十一条の二の十四第一項中「若しくは第二項」を削り、「若しくは第六十一条の二の四第一項」を「、第六十一条の二の四第一項若しくは第六十一条の二の五第一項」に、「第六十一条の二の六」に、「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の七第二項の規定による許可、同条第四項の規定による許可の取消し、第六十一条の二の十第一項」に、「第六十一条の二の八第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に改め、同条第四項中「法務大臣」の下に「、出入国在留管理庁長官」を、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　出入国在留管理庁長官は、第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて行つた活動状況の把握のため必要があるときは、第六十一条の二の八の規定により届け出ることとされている事項について、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

第六十一条の二の十四を第六十一条の二の十七とする。

第六十一条の二の十三中「第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項」を「第四十七条第五項後段（第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）」に、「又は」を「又は」に、「において」を「において」に改め、同条を第六十一条の二の十六とする。

第六十一条の二の十二第三項中「一年」の下に「（以上五年を超えない範囲内において出入国在留管理庁長官が定めるもの）」を加え、同条第五項中「一年」を「五年」に改め、「範囲内」の下に「（当該難民旅行証明書の有効期間内に限る。）」を加え、同条第六項中「六月」を「一年」に改め、同条を第六十一条の二の十五とし、第六十一条の二の十一を第六十一条の二の十四とし、第六十一条の二の十を第六十一条の二の十三とする。

第六十一条の二の九第一項第三号中「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の七第二項」に改め、同項第六号中「第六十一条の二の七第二項」を「第六十一条の二の十第二項」に改め、同条第二項中「（平成二十六年法律第六十八号）」を削り、「第六十一条の二の十第三項」に改め、同条第六項の表第十八条第三項の項及び第二十三条の項中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同表第三十条第一項の項中「第六十一条の二の九第一項各号」を「第六十一条の二の十二第一項各号」に改め、同表第八十三条第二項の項中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同条を第六十一条の二の十二とする。

第六十一条の二の八第二項中「第六十一条の二の八第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に改め、同条を第六十一条の二の十一とし、第六十一条の二の七を第六十一条の二の十とする。

第六十一条の二の六第一項中「第二項」を「第六十一条の二の五第一項」に改め、「（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　前項の規定は、同項の在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　第六十一条の二第一項又は第二項の申請前に当該在留資格未取得外国人が本邦にある間に二度にわたりこれらの申請を行い、いずれの申請についても第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことがある者（第六十一条の二第一項又は第二項の申請に際し、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出した者を除く。）

二　無期若しくは三年以上の拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号オからカまでのいずれかに該当する者若しくはこれらのいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある者